

奈良フードフェスティバル 2017「シェフェスタ」出展規約

下記文章をよくお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。

■規約の履行

1. 出展者(共同出展者を含む、以下同)は、以下に述べる各規約および主催者から提示された「出展のご案内」(フィールドルール)を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更、会場からの退去を命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表しません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還および出展取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償しません。

■出展資格

1. 出展者は主催者が定める奈良フードフェスティバル「シェフェスタ」(以下、シェフェスタと表記)の開催趣旨に合致する商品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。また、主催者は主催者の出展基準に従い、法人・団体、商品・サービスなどが出展に適するか否かを決定する権利を持ちます。下記事例などに該当すると判断した場合には申込受付の保留または出展をお断りする場合があります。また、その際、判断基準、根拠などは公表しません。

【申込受付の保留または出展をお断りする事例】

- ・申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ・出展内容がシェフェスタの趣旨にそぐわないと判断される場合
- ・出展者が第三者の権利を侵害していると判断される場合
- ・来場者や他の出展者などから苦情が予想される場合
- ・出展者が自ら法的倒産手続きの申し立てをしている、あるいは、申し立てを受けている場合
- ・出展者が反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう)であること、またはあったことが判明した場合。出展者が出展のために契約する者(施工を委託する者を含むが、それに限らない)が反社会的勢力であることが判明した場合
- ・その他出展が著しく不相応と判断される場合

2. 出展申し込みを正式に受理した後でも、出展者が「出展規約」「フィールドルール」などに従えないと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。

■出展申し込みおよび出展料の支払い

1. 本シェフェスタは、出展希望者からのお申し込みを主催者が受理し、出展依頼のご連絡をさせていただいた時点をもって、正式な出展申込受理とします。

2. 主催者が出展申込を受理し、出展スケジュールが確定した後に、出店登録料を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へお振り込み、あるいは説明会等で直接お支払いください。主催者が定める期日までに出店登録料のお支払いがない場合、主催者は申込みを取り消す権利を持ちます。

■ 出展キャンセルについて

1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。やむを得ない事情により出展取り消し・解約をする場合は、出展者は書面にて主催者に届け出なければなりません。イベント開催1週間前以降に出展の取り消し・解約をされた場合、キャンセル料金として一律、金壹萬円を頂戴します。また、その金額以上の損害が主催者に発生した場合には、別途、損害賠償を請求することがあります。
2. 事前に備品のレンタルを依頼し、その後出展の取り消し・解約をされた場合、その備品のレンタルに伴う代金を請求させていただきます。

■ シェフェスタの中止について

1. 不測の事態が生じた場合は、主催者、会場(公園)責任者、各関係者の協議により、本シェフェスタの全部または一部の運営を中止、一時中断、再開できるものとします。出展者はこの決定に従うものとし、主催者はこれによって生じた出展者および関係者の損害を補償しません。

【協議対象となる事象の事例】

- ・気象状況悪化(台風上陸・暴風・暴雨・雷などの警報・注意報発令)
 - ・地震、洪水発生
 - ・火災発生
 - ・熱中症・食中毒などの集団発生(各関係者の指導があった場合)
 - ・危険物の発見・爆破予告などの発生
 - ・その他、主催者、会場(公園)責任者、各関係者が危険または実施不可能と判断する事象が発生した場合
2. シェフェスタの中止、一時中断、再開の決定時期は次に掲げる通りとします。
 - ・21日前の社会情勢を加味した判断
 - ・7日前の社会情勢を加味した判断
 - ・イベント前日までの状況判断
 - ・イベント当日朝5時(実行委員会スタッフ会場立合い時)
 - ・イベント開催前(開場3時間前・会場周辺の状況により判断)
 - ・イベント開催前(開場1時間前・会場周辺の状況により判断)
 - ・イベント本番中は適宜状況により判断

■ 出展位置の割り当て

1. 出展位置は、主催者が定めるブースの配置、形状に基づき、決定します。出展者は、その結果に従うものとします。
2. 出展者は、主催者が定めた出展スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
3. 主催者は、会場ならびに所轄の警察署、消防署、保健所などによる指導・命令や出展申込キャンセルなどがあった場合、出展位置を変更することができます。

■ 書類の提出

1. 出展申込書提出後に、出展者は主催者から提出を求められた書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展・申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

■ 展示・販売に関する規約

1. 応募フォームに記載された法人・団体および商品・サービスなどが出展対象となります。
2. 出展者は、応募フォームに記載された法人・団体および商品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに書面またはメールにて主催者に連絡し、許可を得なければなりません。
3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法、販売内容、販売方法などは、主催者の提供する「フィールドルール」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
4. 出展者は、通路など自社ブース以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。また、近隣のブースを妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
5. 出展者は、他の出展者の迷惑となる行為を行ってははいけません。その行為が来場者・出展者などに多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができます。
6. 出展者は、会場に適用される全ての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
7. シェフエスタ会期中および会期後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申込拒否などの申し入れを行う権利を持ちます。また、出展者はこれに従うものとします。
8. シェフエスタ会期中および会期後の出展者と来場者間における、現金の授受を伴う物品やサービスの提供（即売行為）・商談・契約内容などに関して主催者は一切その責を負いません。
9. 出展者が会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、未成年者や車での来場者には提供してはいけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、未成年者の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。
10. 出展者は以下の物の販売を禁止します。
 - ・ペットなどの動物。
 - ・賞味・消費期限切れ商品。
 - ・当日に他の出展者から購入したもの。
 - ・アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど、公序良俗に反するもの。
 - ・盗品やコピー品、刀剣類及び危険物など、法律や条例に違反するもの。
 - ・権利や資格、携帯電話等、別途契約事項が必要になるもの。
 - ・その他、シェフエスタの趣旨に反する商品、主催者が不適切と判断した商品。
11. 出展者は以下の行為を禁止致します。
 - ・出展される販売商品及びサービス以外の販促行為。
 - ・『SALE』や『値下げ』と表記された、サインの掲出
 - ・テント梁より上部に看板をたてる行為。
 - ・マイク、拡声器、スピーカーなどの使用。
 - ・ブース外でのビラ配りや呼び込み。ブース内においても周囲の迷惑になる大声での呼び込み。

■ 個人情報の取り扱いについて

1. 出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。

2. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をお願いします。
3. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」の情報主体から、「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとってください。
4. 出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で、紛争などが生じた場合は、両者で協議して当該紛争の解決にあってください。主催者はその際、一切の責を負いません。

■ 損害責任

1. 主催者はいかなる理由においても、出展者およびその雇用者・関係者が展示スペースおよび関連ホームページを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責を負いません。
2. 出展者はその従業員・関係者の故意・不注意の如何を問わず、会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。
3. 出展された商品・サービスについて出展者と第三者との間に紛争が起きた場合は、主催者は一切その責を負いません。
出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合は、直ちに補填しなければならないものとします。
4. 主催者は、天災、疫病、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。
5. 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

■ 規約の更新

1. 主催者は本規約を随時変更することができるものとします。本規約を変更した場合、全ての規約事項は変更後の規約に準ずるものとします。また、本規約の変更は、ウェブサイトで告知されます。

以上